

小作争議調查表

No. 153

昭和十年

(月報番號第一八五號)

(昭和十年十月分)

財團 協同會 福岡出張所

場 所	浮羽郡船越村大字長福寺檀坊		地 主 關 係 人 員	地主 大 熊 宣 次 小作人 坂 藤 吉 次	
	終 熄	昭和十年九月五日		關 係 地 種 類 面 積	田一五七畝六分
事 項 要 求	土地返還要求		原 因	地主は自作の目的を以て小作人に本年一度稲作収獲後より土地返還を要求し、小作人はこれを認めず、十月分	
經 過	地主は、小作人と接衝し、十月四分頃迄は所轄署を訪問し調停を依頼し、十月分所轄署に交渉し、直に双方の意見と陳述し調停の結果を待たずして解決す。				

備
考

結果

一 地主は小作人と交渉し、本年十月分稲作収穫後より土地返還を要求す。
 二 小作人は、本年十月分稲作収穫後、本年十月分稲作収穫後より土地返還を要求す。
 三 地主は、小作人と交渉し、本年十月分稲作収穫後より土地返還を要求す。
 四 小作人は、本年十月分稲作収穫後、本年十月分稲作収穫後より土地返還を要求す。
 五 地主は、小作人と交渉し、本年十月分稲作収穫後より土地返還を要求す。
 六 小作人は、本年十月分稲作収穫後、本年十月分稲作収穫後より土地返還を要求す。
 七 小作人は、本年十月分稲作収穫後、本年十月分稲作収穫後より土地返還を要求す。
 八 小作人は、本年十月分稲作収穫後、本年十月分稲作収穫後より土地返還を要求す。
 九 小作人は、本年十月分稲作収穫後、本年十月分稲作収穫後より土地返還を要求す。